

立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

立川市組織規則（昭和 49 年立川市規則第 9 号）の改正による。

立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則

立川市就学支援等検討委員会規則（平成26年立川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前
(委員)		(委員)
第5条	委員は、次の各号に掲げる者とする。	第5条 委員は、次の各号に掲げる者とする。
(1)～(4)	……略……	(1)～(4) ……略……
(5)	<u>子ども家庭部児童発達支援センター長</u>	(5) <u>子ども家庭部子ども家庭支援センター長</u>
(6)	……略……	(6) ……略……

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。